

乳及び乳製品とそれらの器具・容器包装規格基準の関係

現在の関係

乳： 生乳 生山羊乳 生めん羊乳 乳製品： バター バターオイル チーズ 濃縮ホエイ アイスクリーム類 濃縮乳 脱脂濃縮乳 無糖練乳 無糖脱脂練乳 加糖練乳 加糖脱脂練乳 全粉乳 脱脂粉乳 クリームパウダー ホエイパウダー たんぱく質濃縮ホエイパウダー バターミルクパウダー 加糖粉乳	乳： 牛乳 特別牛乳 殺菌山羊乳 成分調整牛乳 低脂肪牛乳 無脂肪牛乳 加工乳 乳製品： クリーム 調製粉乳 発酵乳 乳酸菌飲料 乳飲料
--	---

告示370号の器具及び容器包装規格基準が適用される



乳等省令の器具及び容器包装規格基準が告示370号に上乗せ適用される



改正案

乳： 生乳 生山羊乳 生めん羊乳 乳製品： クリーム バター バターオイル チーズ 濃縮ホエイ アイスクリーム類 濃縮乳 脱脂濃縮乳 無糖練乳 無糖脱脂練乳 加糖練乳 加糖脱脂練乳 全粉乳 脱脂粉乳 クリームパウダー ホエイパウダー たんぱく質濃縮ホエイパウダー バターミルクパウダー 加糖粉乳 発酵乳 乳酸菌飲料 乳飲料	乳： 牛乳 特別牛乳 殺菌山羊乳 成分調整牛乳 低脂肪牛乳 無脂肪牛乳 加工乳 乳製品： 調製粉乳
---	--

告示370号の器具及び容器包装規格基準が適用される



乳等省令の器具及び容器包装規格基準が告示370号に上乗せ適用される



乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 第3条 別表四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

告示370号 食品、添加物等の規格基準 第3 器具及び容器包装

食品衛生法 第18条 器具又は容器包装⁴の規格・基準の制定

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについて (乳等省令及び告示370号の改正)

趣旨

- 乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準について、「食品、添加物等の規格基準(告示370号)」と「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)」の統合化、整合化を図る。
- 乳及び乳製品に使用される器具又は容器包装については、類似の製品であっても、異なる2つの規格基準の適用を受けていること、また、これらの2つの規格基準の間に、一致又は類似する部分と整合性がとれない部分とが生じていることから、わかりにくいという欠点が指摘されていた。
- 厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「乳等用器具・容器包装の規格基準に関する研究(分担研究者 森田邦雄、主任研究者 河村葉子)」(平成19年4月)において、乳等省令と告示370号の見直し案が提案された。